

納付書・領収証書

国庫金

情報公開・個人情報保護・不服審査

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                 (住所)                   (氏名)   <div style="text-align: right;">殿</div> </div> <p>注意</p> <p>1 納付金額を納付するときは、納付者の住所及び氏名並びに納付金額を明瞭に記入し、納付場所に納付して下さい。</p> <p>2 納付したときは、必ず領収証書を受け取り、所定の書類又は用紙に添付又は貼付して、開示請求先若しくは開示の実施の方法等の申出先行政機関、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の相手方である行政機関又は審査庁若しくは再審査庁に提出して下さい。</p>	令和	年度	(所 管)						
	特別会計(番 号)								
	(取扱庁名(番 号))								
	納付金額		千	百	十	万	千	百	十
納付目的 開示請求手数料 開示実施手数料 行政機関等匿名加工情報手数料 写し等交付手数料			上記の金額を領収しました。						
納付場所  日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)			(領収日付等)						

請求窓口処理欄

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

領 収 控

国庫金

情報公開・個人情報保護・不服審査

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(住所)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(氏名)</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">殿</div>	令和	年度	(所 管)							
	特別会計(番 号)									
	(取扱庁名(番 号))									
	納付金額		千	百	十	万	千	百	十	円
	納付目的 開示請求手数料 開示実施手数料 行政機関等匿名 加工情報手数料 写し等交付手数料			上記の金額を領収しました。  (領収日付等)						
納付場所  日本銀行(本店・支店・ 代理店又は歳入代理店)										

領収済通知書

国庫金

情報公開・個人情報保護・不服審査

あて先 (歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理人職氏名並びに所属庁名及び所在地)  (住所)  (氏名)  殿	令和 年度		(所 管)							
			特別会計(番 号)							
			(取扱庁名(番 号))							
	納付金額		千	百	十	万	千	百	十	円
	納付目的 開示請求手数料 開示実施手数料 行政機関等匿名加工情報手数料 写し等交付手数料		上記の金額を領収しました。  (領収日付等)							
納付場所  日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)										

## 備 考

- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。
- 2 各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。ただし、上端を接続することが事務処理上便宜である官署であっては、上端に太線を引き、上端を接続するものとする。
- 3 各片に共通する事項(あらかじめ印刷する事項を除く。)については、複写により記入するものとする。
- 4 取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程第86条の2又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令(昭和40年大蔵省令第67号)附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。
- 5 勘定のある特別会計にあつては、「

(取扱庁名(番号))
------------

」を「

(取扱庁名(番号))
------------

(勘定区分)
--------

」と読み替えるものとする。
- 6 分任歳入徴収官が発する納付書にあつては、領収控の片の左上余白に分任歳入徴収官官職氏名並びに所属庁名及び所在地を記入する。
- 7 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づいて手数料を納付するときは「個人情報保護」及び「不服審査」の文字を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて手数料を納付するときは「情報公開」及び「不服審査」の文字を、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づいて手数料を納付するときは「情報公開」及び「個人情報保護」の文字を、それぞれ抹消すること。
- 8 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。